

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

1 低入札価格調査制度

(1) 対象工事

設計金額が1,000万円以上の工事

(2) 調査基準価格算定式の改正

ア 調査基準価格の計算式の見直し

一般管理費等の額に係る率分を10分の5.5から10分の6.8へ変更します。

乗じる項目	新	旧
①直接工事費の額	10分の9.7	10分の9.7
②共通仮設費の額	10分の9	10分の9
③現場管理費の額	10分の9	10分の9
④一般管理費等の額	<u>10分の6.8</u>	10分の5.5

イ 調査基準価格の切り上げ

10万円未満を切り上げた価格とする。

(3) 低入札価格調査判断基準

変更はありません。

算出例（下線部が改正箇所）

<土木系工事の場合>

	設計金額		計算式	
直接工事費の額	5,486,169	×9.7/10	5,321,583	小数点以下切捨て
共通仮設費の額	2,098,000	×9/10	1,888,200	小数点以下切捨て
現場管理費の額	5,817,000	×9/10	5,235,300	小数点以下切捨て
一般管理費の額	2,734,831	× <u>6.8/10</u>	1,859,685	小数点以下切捨て
工事価格	16,136,000		14,304,768	端数調整前
			14,400,000	① <u>10万円未満切上げ</u>

※ ただし、①が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。本例では、②>①>③のため①による算定額を採用する。

予定価格に110分の100を乗じて得た額×9.2/10	14,845,120	②
予定価格に110分の100を乗じて得た額×7.5/10	12,102,000	③

2 最低制限価格制度

(1) 対象工事

設計金額が130万円を超え1,000万円未満の工事

※ 解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く。

(2) 最低制限価格算定式の改正

ア 最低制限価格

調査基準価格×0.98 【1(2)アの調査基準価格の計算式を参照】

イ 調査基準価格の切り上げ

1万円未満を切り上げた価格とする。

算出例（下線部が改正箇所）

<土木系工事の場合>

	設計金額		計算式	
直接工事費の額	2,610,832	×9.7/10	2,532,507	小数点以下切捨て
共通仮設費の額	420,095	×9/10	378,085	小数点以下切捨て
現場管理費の額	1,241,000	×9/10	1,116,900	小数点以下切捨て
一般管理費の額	931,073	× <u>6.8/10</u>	633,129	小数点以下切捨て
工事価格	5,203,000		4,660,621	端数調整前
			4,670,000	① <u>1万円未満切上げ</u>

※ ただし、①が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。本例では、②>①>③のため①計算式による算定額を採用する。

予定価格に110分の100を乗じて得た額×9.2/10	4,786,760	②
予定価格に110分の100を乗じて得た額×7.5/10	3,902,250	③
最低制限価格	調査基準価格×0.98	4,576,600

3 適用日

令和6年4月1日以降、公告又は通知するもの。